議会運営委員会

令和７年８月22日
委　員　会　室

１　開　会

２　協議事項

⑴　第 109回９月定例会の運営等について

定例会の日程等について

⑵　議会選出の監査委員について

⑶　議会基本条例の検証について

⑷　議会ＤＸ調査小委員会からの報告

⑸　その他

３　その他

【Ｒ７．８.22　議会運営委員会資料】

第 109回西脇市議会９月定例会の日程等について

１　上程予定議案とその取扱いについて
（別紙のとおり）

２　日程及び会期

⑴　日　程

８月27日（水）午前９時30分から　議案説明会
29日（金）午前９時30分から　議員協議会
午前10時00分から　本会議（第１日）
（本会議終了後、資料請求調整会）
９月１日（月）正午　議案質疑通告締切
決算審査意見書に対する質疑締切
４日（木）午前10時00分から　本会議（第２日）
（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）
（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）
５日（金）午前９時30分から　文教民生常任委員会
８日（月）午前９時30分から　総務産業常任委員会
９日（火）午前９時30分から　予算常任委員会
終了後　決算特別委員会
10日（水）午前９時30分から　決算特別委員会
11日（木）午前９時30分から　決算特別委員会
12日（金）　委員会予備日
一般質問通告締切
17日（水）正午　討論通告締切
（一般質問の通告数等により、午後１時30分から議会運営委員会を開催）
22日（月）午前９時30分から　議員協議会
午前10時00分から　本会議（第３日）
24日（水）午前10時00分から　本会議（第４日）
25日（木）　予備日
26日（金）午前９時30分から　議会運営委員会

⑵　会　期

８月29日（金）から９月25日（木）までの28日間

３　会議録署名議員

第１日	７番	高瀬	弘行	議員	12番	坂部	武美	議員
第２日	８番	吉井	敏恭	議員	11番	東野	敏弘	議員

第３日　　１番　藤原　秀樹　議員　　９番　村岡　栄紀　議員
第４日　　２番　岸本　年裕　議員　　16番　寺北　建樹　議員

４　議案質疑及び決算審査意見書に対する質疑締切
　９月１日（月）　正午

５　一般質問通告締切
　９月12日（金）　正午

６　討論通告締切
　９月17日（水）　正午

７　その他
・９月２日（火）
文教民生常任委員会　請求資料配布及びその他質疑締切
・９月３日（水）
総務産業常任委員会　請求資料配布及びその他質疑締切
・９月４日（木）
予算常任委員会及び決算特別委員会　請求資料配布
（いずれも17時）

「一般質問に係る資料の取扱いについて」

⑴	ファクトチェック等が必要なもの	通告時まで
⑵	資料に基づき理事者の見解等を問うもの	通告時まで
⑶	紙コピーして配布が必要なもの	質問日３日前の正午まで
⑷	データ配布のみのもの	質問日２日前の正午まで
⑸	持ち込み（誰にも配布しない）	質問当日９時まで

（別紙）第 109回西脇市議会定例会（令和７年９月）

議　案　等	件　　名	８月29日（金） 午前10時 本会議	９月４日（木） 午前10時 本会議	５日（金） 午前９時30分 文教民生	８日（月） 午前９時30分 総務産業	９日(火)～11日(木) 午前９時30分 予算・決算	22日（月） 午前10時 本会議	24日（水） 午前10時 本会議	25日（木） 予備日
西監報第６号	例月出納検査の結果について（報告）	諸報告			（調　査）				
西監報第７号	例月出納検査の結果について（報告）	〃			（　〃　）				
西監報第８号	例月出納検査の結果について（報告）	〃			（　〃　）				
西監報第９号	例月出納検査の結果について（報告）	〃			（　〃　）				
報告第９号	令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃				（　〃　）			
報告第10号	令和６年度教育に関する事務の点検及び評価の報告について	〃		（調　査）					
報告第11号	令和６年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	〃		（　〃　）					
報告第12号	令和６年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	〃			（調　査）				
報告第13号	令和６年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	〃		（調　査）					
報告第14号	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について				（調　査）				
報告第15号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について			（調　査）					
議案第44号	西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明	質疑～委員会付託	……	……○……	……	委員長報告～採決		
議案第45号	西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議案第46号	西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議案第47号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議案第48号	令和７年度西脇市一般会計補正予算（第２号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第49号	令和７年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第50号	令和７年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第51号	令和７年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第52号	令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第53号	令和７年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第54号	令和７年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第55号	令和６年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第56号	令和６年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議案第57号	令和６年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		

議　案　等	件　　名	８月29日（金） 午前10時 本会議	９月４日（木） 午前10時 本会議	５日（金） 午前９時30分 文教民生	８日（月） 午前９時30分 総務産業	９日(火)～11日(木) 午前９時30分 予算・決算	22日（月） 午前10時 本会議	24日（水） 午前10時 本会議	25日（木） 予備日
議 案 第 58 号	令和６年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	提案説明	質疑～委員会付託	……	……	……○……	委員長報告～採決		
議 案 第 59 号	令和６年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 60 号	令和６年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 61 号	令和６年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 62 号	令和６年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 63 号	令和６年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 64 号	令和６年度西脇市水道事業会計決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 65 号	令和６年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 66 号	令和６年度西脇市病院事業会計決算の報告について	〃	〃	……	……	……○……	〃		
議 案 第 67 号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（１期工事））の変更について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
議 案 第 68 号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（２期工事））の締結について	〃	〃	……	……○……	……	〃		
—	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	委員長報告							
—	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	〃							
—	西脇市議会決算特別委員会の設置について		提案～簡易採決						
—	西脇市議会決算特別委員会委員の選任について		指　名						
—	西脇市議会議員の派遣について						議長提案・即決		
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						委員長申出・即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	一般質問						○	○	

第 109 回市議会定例会提出議案

（R７．８．22 告示）

議 案 等	議　　案　　名	内　　容	提案説明者
議案第44号	西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う所要の改正	選挙管理委員会事務局長
議案第45号	西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	病気休職となった職員が復職後に同一の傷病により再度休職処分となった場合の休職期間の通算に係る規定の改正	総務部長
議案第46号	西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う所要の改正	〃
議案第47号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の改正に伴う所要の改正	〃
議案第48号	令和７年度西脇市一般会計補正予算（第２号）	所要の補正	副 市 長
議案第49号	令和７年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第50号	令和７年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第51号	令和７年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第52号	令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第２号）	所要の補正	〃
議案第53号	令和７年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第54号	令和７年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	所要の補正	〃
議案第55号	令和６年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について		市　　長
議案第56号	令和６年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第57号	令和６年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第58号	令和６年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第59号	令和６年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第60号	令和６年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第61号	令和６年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第62号	令和６年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について		〃

議案第63号	令和６年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について		市　　長
議案第64号	令和６年度西脇市水道事業会計決算の報告について		〃
議案第65号	令和６年度西脇市下水道事業会計決算の報告について		〃
議案第66号	令和６年度西脇市病院事業会計決算の報告について		〃
議案第67号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（１期工事））の変更について	喜多前坂黒田井堰改修工事（１期工事）請負契約の変更	都市経営部長
議案第68号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（２期工事））の締結について	喜多前坂黒田井堰改修工事（２期工事）請負契約の締結	〃
報告第９号	令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項の規定による報告	―
報告第10号	令和６年度教育に関する事務の点検及び評価の報告について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による報告	―
報告第11号	令和６年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	―
報告第12号	令和６年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	―
報告第13号	令和６年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の３第２項の規定に基づく報告	―
報告第14号	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第 180条第２項の規定に基づく報告（総務産業常任委員会所管）	―
報告第15号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第 180条第２項の規定に基づく報告（文教民生常任委員会所管）	―

第 109回市議会定例会提出議案の概要

◆議案第44号　西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

２　改正概要

⑴　西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

第４条中「 541円31銭」→「 586円88銭」

⑵　西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

第４条及び第５条中「７円73銭」→「８円38銭」

３　施行期日

公布の日

◆議案第45号　西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

同一傷病による休職の通算規定を見直し、休職を命ぜられた職員の十分な療養期間を確保するため。

２　改正概要

同一傷病における休職の通算規定について、復職を命ぜられた日から再び休職を命ぜられた日までの期間を６月から１年（精神疾患にあっては３年）に改正する。

３　施行期日

令和７年10月１日

◆議案第46号　西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

２　改正概要

⑴　西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

ア　第16条の３の新設による条項の整備（第16条、第16条の４、第16条の

５、第17条関係）

イ　妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第16条の３関係）

(ｱ) 妊娠又は出産等の事実を申し出た職員に対する措置

(ｲ) ３歳に満たない子を養育する職員に対する措置

(ｳ) 意向確認した事項に対する配慮

⑵　西脇市職員の育児休業等に関する条例の改正

ア　趣旨（第１条関係）

育児休業法改正による条項の整備

イ　部分休業をすることができない職員（第19条関係）

部分休業を取得できない非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間に係る要件を削除する旨の改正

ウ　第１号部分休業の承認（第20条関係）

部分休業の取得可能時間帯の制限の撤廃及び新たな形態の部分休業（第２号部分休業）措置による文言の整備

エ　第２号部分休業の承認（第20条の２関係）

第２号部分休業の取得単位について新設

オ　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間（第20条の３関係）

部分休業を請求する１年の期間の範囲について新設

カ　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間（第20条の４関係）

第２号部分休業の請求可能時間数について新設

キ　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情（第20条の５関係）

部分休業の内容を変更する特別の事情について新設

ク　部分休業をしている職員の給与の取扱い（第21条関係）

第２号部分休業措置による文言の整備

ケ　部分休業の承認の取消理由（第22条関係）

部分休業の承認取消理由について整理

３　施行期日

令和７年10月１日

◆議案第47号　西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

２　改正概要

⑴　個人住民税

特定親族（19歳から22歳まで）について、扶養控除の対象となる所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも控除額が段階的に逓減する規定を整備する。

⑵　市たばこ税

国のたばこ税の見直しに伴い、紙巻たばこよりも税負担水準が低い加熱

式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直す。

⑶　その他引用条項等の所要の改正

３　施行期日

⑴　公布の日（改正概要⑶）

⑵　令和８年１月１日（改正概要⑴）

⑶　令和８年４月１日（改正概要⑵）

◆議案第48号　令和７年度西脇市一般会計補正予算（第２号）

・市制20周年記念事業
・住宅用太陽光発電設備等導入促進事業
・公園維持管理事業（一般管理経費）
・リーディングＤＸスクール事業
・中学校施設整備事業
・地域クラブ活動推進事業
・上記のほか、所要の補正（債務負担行為含む。）

◆議案第49号　令和７年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

・人件費ほか所要の補正

◆議案第50号　令和７年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第１号）

・人件費の補正

◆議案第51号　令和７年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）

・人件費の補正

◆議案第52号　令和７年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第２号）

・人件費ほか所要の補正

◆議案第53号　令和７年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第１号）

・人件費の補正

◆議案第54号　令和７年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

・人件費の補正

◆議案第55号～議案第66号まで　令和６年度西脇市一般会計ほか11会計決算の報告について

・別紙のとおり

◆議案第67号　工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（１期工事））の変更について

・主な変更内容は、下記のとおり

⑴　本工事

護床ブロック（２ｔ）据付個数の減、間詰工施工範囲の追加及びその他数量の現場精査による減

⑵　仮設工事

汚濁防止工設置日数の減及びその他数量の現場精査による減

・変更後契約金額は 145,669,700円（変更減金額 3,967,700円）

◆議案第68号　工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（２期工事））の締結について

・契約金額：　226,600,000円

・契約の相手方：池田建設株式会社　西脇支店

・工　期：議決の日から 300日間

第　109　回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

（単位　千円）

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容	
一般会計（第2号）	23,572,438	328,549	23,900,987	人事・給与システム事業	550
				市制20周年記念事業	1,000
				国県支出金等返納事業	37,000
				市税等還付事業	5,500
				公共交通対策事業	2
				情報システム運用事業	603
				戸籍住基一般事務経費	600
				社会保障・税番号制度システム整備事業	4,430
				国勢調査事業	517
				社会福祉協議会補助事業	△ 5,207
				国保会計繰出事業（人件費等）	△ 154
				介護保険特別会計繰出金	2,872
				後期高齢者医療事業	888
				老人保健施設特別会計繰出金	1,216
				ファミリー・サポート・センター事業	744
				健幸都市推進課一般事務経費	△ 1,095
				産後ケア利用助成事業	2,137
				住宅用太陽光発電設備等導入促進事業	6,435
				公園維持管理事業（一般管理経費）	18,437
				茜が丘宅地供給事業特別会計繰出金	184
				消防団員等遺族補償年金支給事業	63
				学校学習環境規模適正化推進事業	△ 48,600
				リーディングDXスクール事業	700
				中学校施設整備事業	368,731
				地域クラブ活動推進事業	497
				学校給食センター特別会計繰出金	△ 3,541
				人件費	△ 75,445
				人件費（会計年度）	9,485
				合　計	328,549
				（財源内訳）	
				特定財源	408,040
				一般財源所要額	△ 79,491
【債務負担行為の追加】					
市民交流施設指定管理料　R８～12　450,000千円					
特別会計	11,021,483	6,693	11,028,176		
国民健康保険特別会計（第1号）	3,939,654	88	3,939,742	国保一般事務経費	242
				人件費	△ 164
				国保一般事務経費（会計年度）	10
学校給食センター特別会計（第1号）	330,807	△ 3,541	327,266	人件費	△ 3,581
				給食一般事務経費（会計年度）	40

老人保健施設特別会計（第1号）					
	518,774	1,216	519,990	老人保健施設管理運営経費	△ 15,991
				人件費	16,957
				老人保健施設管理運営経費（会計年度）	250
介護保険特別会計（第2号）					
	5,347,210	7,858	5,355,068	国県支出金等返納事業	△ 71
				介護保険財政調整基金管理事業	5,022
				人件費	1,749
				介護保険一般事務経費（会計年度）	1,053
				介護認定調査事業（会計年度）	53
				生活援助員派遣事業（会計年度）	25
				介護給付費等費用適正化事業（会計年度）	27
茜が丘宅地供給事業特別会計（第1号）					
	36,025	184	36,209	人件費	184
後期高齢者医療特別会計（第1号）					
	784,661	888	785,549	人件費	838
				後期高齢者医療一般事務経費（会計年度）	50

令和６年度決算の概要

１　会計別決算の状況

（単位　千円）

会　計　別		歳入額	歳出額A	差引額	５年度歳出額B	比較A-B	伸率%
一　般　会　計		22,325,696	22,202,469	123,227	21,799,760	402,709	1.8
特別会計	国保特会	4,015,544	3,928,635	86,909	3,976,891	△ 48,256	△ 1.2
	介護特会	5,056,422	4,976,184	80,238	4,834,087	142,097	2.9
	その他	1,629,674	1,607,126	22,548	1,509,039	98,087	6.5
	計	10,701,640	10,511,945	189,695	10,320,017	191,928	1.9
企業会計	水道事業会計	1,045,143	1,045,548	△ 405	1,115,437	△ 69,889	△ 6.3
	下水道事業会計	1,743,309	1,738,873	4,436	1,832,830	△ 93,957	△ 5.1
	病院事業会計	8,521,043	9,105,891	△ 584,848	8,854,797	251,094	2.8
	計	11,309,495	11,890,312	△ 580,817	11,803,064	87,248	0.7
合　　計		44,336,831	44,604,726	△ 267,895	43,922,841	681,885	1.6

※企業会計は、収益的収支額を計上している（税抜き）

２　決算の概要

⑴　一般会計

ア　歳入においては、未収特財を除く実質的な予算比が 96.41％とほぼ予算額どおりとなりました（財政調整基金取崩し０円）。一方、歳出においては、経常経費の節減に努めた結果、翌年度への繰越分を除いた予算額に対する執行率は 96.09％となり９億 256万１千円の不用額が生じました。

形式収支は１億 2,322万７千円、繰越財源を除いた実質収支（黒字額）は 7,212万５千円となり、そのうち４千万円を財政調整基金に積み立てました。

なお、実質単年度収支は、１億 2,663万７千円の赤字となりました。

イ　普通建設事業　（単位　千円）

鳥獣被害防止総合対策事業	46,706	
市営土地改良事業	157,239	
市単独道路改良・舗装事業	29,030	
広域道路ネットワーク事業	57,957	
中央駐車場一般管理事業	27,687	
（都）和布郷瀬線推進事業	38,878	
住宅施設整備事業	39,785	
市営住宅長寿命化対策事業	38,098	
消防自動車更新等事業	37,356	
その他	245,504	
合　　計	718,240	0.6％減

⑵　特別会計

国民健康保険特別会計については、保険税率の改正や高い収納率を維持したことにより、財政調整基金を取り崩すことなく 8,690万９千円の黒字となりました。その他の７特別会計については、概ね予算どおりの執行となりました。

⑶　企業会計

水道事業については、引き続き老朽管更新工事を実施しました。決算では、40万５千円の赤字となりました。

下水道事業については、効率的な汚水処理を推進するため、明楽寺落方地区及び住吉地区を公共下水道へ接続するとともに、引き続き西脇地区及び黒田庄地区の汚水中継ポンプ場の長寿命化工事を実施しました。決算では、 443万６千円の黒字となりました。

病院事業については、診療報酬改定に伴い急性期病棟が７対１から10対１入院基本料に移行したことや、物価高騰、職員給与の引上げ、総合医療情報システム更新による減価償却費の増加などが減収・費用増の要因となり、決算では、５億 8,484万８千円の赤字となりました。

３　財政の状況

⑴　経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標であり、令和６年度の経常収支比率は90.1％で、前年度の90.8％から 0.7ポイント良化しております。前年度と比べ、人件費及び繰出金の増加により分子となる経常経費充当一般財源は増加しましたが、地方交付税及び地方特例交付金の増加により分母となる経常一般財源が分子以上に増加したことが要因です。

⑵　積立金

令和６年度末現在、財政調整基金をはじめとする積立金の総額は、 125億 4,580万２千円となりました。（財政調整基金残高：52億 9,964万８千円）

⑶　市債

令和６年度末現在、一般会計をはじめとする市債残高の総額は、 374億 8,127万４千円となりました。（一般会計市債残高： 188億 7,910万７千円）

４　健全化判断比率等の状況（別添資料）

（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）

（資金不足比率）

令和６年度　　決　算　の　状　況

（単位　千円）

区分	一般会計	国民健康保険特別会計	学校給食センター特別会計	老人保健施設特別会計	公営墓地特別会計	介護保険特別会計	茜が丘宅地供給事業特別会計	後期高齢者医療特別会計	太陽光発電事業特別会計	特別会計合計	一般会計特別会計合計
歳入総額	22,325,696	4,015,544	313,811	475,794	6,652	5,056,422	5,272	764,719	63,426	10,701,640	33,027,336
歳出総額	22,202,469	3,928,635	313,811	475,794	6,652	4,976,184	5,272	742,171	63,426	10,511,945	32,714,414
歳入歳出差引額	123,227	86,909	0	0	0	80,238	0	22,548	0	189,695	312,922
翌年度へ繰り越すべき財源	51,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,102
継続費逓次繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越明許費繰越額	51,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,102
事故繰越繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支額	72,125	86,909	0	0	0	80,238	0	22,548	0	189,695	261,820
実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額	40,000	44,000	0	0	0	58,109	0	0	0	102,109	142,109

1　健全化判断比率

（単位　％）

区　　分	令和６年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	１３．０５	２０．００
連結実質赤字比率	―	１８．０５	３０．００
実質公債費比率	１０．３	２５．０	３５．０
将来負担比率	―	３５０．０	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「―」と記載している。

※ 将来負担比率がマイナスとなる場合は、「―」と記載している。

2　資金不足比率

（単位　％）

区　　分	令和６年度決算	経営健全化基準	備　　考
水道事業会計	―	２０．０	
下水道事業会計	―	２０．０	
病院事業会計	―	２０．０	
太陽光発電事業特別会計	―	２０．０	

※ 資金不足が生じない場合は、「―」と記載している。

議会基本条例の検証で抽出した重点課題の改善・対応策（案）

①（委員会として）議案審査・事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できたか。政策等の立案、提言、その他能動的な活動に努めたか。議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか。

・自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。
（会派の長が言っているからという理由でそれに従うのではなく、賛成するにせよ反対するにせよ、議案審査・事務調査を行う中で、何が市民のために大切であり、必要なのかという自分の意見をしっかり持って、是々非々の姿勢で臨むことが必要である。）

・委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。
（議案審査・事務調査において、委員長がここは議論すべきだと感じた場面で、委員それぞれの意見を積極的に聴取することにより、議論を深める努力をすることが必要である。）

・所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。
（所管事務調査や事務事業評価での報告や、委員会において提言等を行った事項は、言って終わりにならないよう、市政にどれくらい反映されているのか定期的（半年スパンくらい）に進捗を確認することが必要である。）

② 市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか。

・基本は議員個々の心がけ以外にはない。
（議事等において理事者がすべて正しいとは思わず、常に市民の立場に立って是々非々の態度で臨むことが必要であり、職員が一生懸命やっているので、反対するのが悪いなどといった考え方は言語道断であり、自分自身の意見をしっかり持つことが重要である。この件はまだまだできてないという意見も多く、しっかりと実践していきたい。）

③市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか。市民と意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かせたか。

・目的意識を持ち政策提言につなげること。
（議会と語ろう会がマンネリ化しており話を聞くだけ、やって終わりで深められない状況が続いているので、それを打開するために常に目的意識を持つことが必要である。また通年開催で実施しており、各班バラバラな動きになりがちなので、今後は前半・後半に区切り、しっかりと熟議を重ねた班長会議等を行う中で、重要課題を抽出し、最終的に政策提言につながるように努める。）

・テーマは身近なものにする。
（「消滅可能性自治体からの脱却」などといった大きなテーマにすると、企業誘致や子育て施策といった漠然とした答えしか出ずに、政策提言につながりにくいので、例えば「国保税の値上げ」「むすブンの病院からの帰りの予約」等、市民の皆さんにとって身近な課題を３点くらい用意して臨むことが必要である。また、その地区の課題を事前に調査して、意識して臨むこと。）

・役員会の前後での開催はできる限り避ける。
（役員会前後の開催にすると、役員さんしか参加されない可能性が高いので、できる限り別の日に設定するように努めることが必要である。なお、区長さんとの打ち合わせの中で、負担のかからない無理のない範囲で、女性会や子供会等への声掛けをお願いする。）

議会ＤＸ調査小委員会調査報告書

令和７年８月22日

議会ＤＸ調査小委員会

委 員 長　　岸　本　年　裕
副委員長　　浅　田　康　子
委　　員　　森　脇　久　夫　　高　瀬　弘　行

１　はじめに

近年、総務省は自治体における業務の効率化と住民サービスの向上を目的として、「自治体ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を図っている。これに伴い、多くの自治体においては、行政手続のオンライン化や情報共有の高度化など、デジタル技術を活用した業務改善が進められている。

議会は直接行政サービスを提供していく部門ではないが、市全体が総務省の方針に沿って自治体ＤＸを推進していく場合、議会においても、その方向性に沿った対応が求められる。

本市議会では、平成26年に議員へのタブレット配布、翌平成27年から議会単独のグループウェアの導入を図るなどにより、デジタル化に取り組んできたものの、タブレットの更新が難しく、また、通信環境も十分ではなかったことから、令和３年の新庁舎移転を機に、議員フロアでの議員用ネットワーク環境整備と議員個人のＰＣ又はタブレットの持込み可とする対応を図ったところである。

しかし、近隣市町と比較してデジタル化が進んでいるとは言い難い状況にある。全国の地方議会において、ペーパーレス化や業務効率化を目的としたＩＣＴ導入が進んでおり、本市議会においても議会ＤＸの推進に向けた検討をするべく、議会ＤＸ調査小委員会を設置することとした。

２　調査の目的

議会運営委員会からの諮問事項に対して、先進地事例や専門業者の意見等を踏まえ、調査する。

<u>議会運営委員会からの諮問事項</u>

⑴　文書管理クラウドシステムによる議案審査について
　ア　ペーパーレスによる予算決算審査充実の優位性について
　イ　ペーパーレスによる条例等議案審査充実の優位性について
⑵　文書管理クラウドシステムの選定について
　ア　有料タイプと無償タイプの機能比較について
　イ　オプションも含めた上での選定について
　ウ　イニシャルコストとランニングコストについて
　エ　研修について
⑶　専用タブレットの必要性について
　ア　個人所有のタブレット及びノートパソコン使用の問題点について
　イ　セルラーモデルの必要性について
　ウ　機種等規格について
　エ　購入費用負担について
⑷　デジタル技術による広報広聴について
⑸　その他デジタル技術による議会機能強化について

３　小委員会として取り組んできた日程及び行事

令和６年５月31日	議会ＤＸ調査小委員会設置
令和６年６月11日	議会ＤＸ調査小委員会
令和６年７月19日	長野県塩尻市議会行政視察
令和６年８月６日	議会ＤＸ調査小委員会
令和６年８月20日	議会ペーパーレスシステム「スマートディスカッション」デモ
令和６年８月22日	淡路市議会行政視察
令和６年９月４日	議会ペーパーレスシステム「サイドブックス」デモ
令和６年11月８日	兵庫県議会行政視察
令和７年１月14日	議会ペーパーレスシステム「スマートディスカッション」デモ
令和７年２月25日～令和７年３月27日	議会ペーパーレスシステム「スマートディスカッション」無償トライアル
令和７年４月18日	議会ペーパーレスシステム「サイドブックス」デモ
令和７年４月28日	議会ＤＸ調査小委員会
令和７年５月７日	議会ＤＸ調査小委員会
令和７年５月28日	議会ＤＸ調査小委員会

４　諮問事項に対する調査

⑴　文書管理クラウドシステムによる議案審査について

ア　ペーパーレスによる予算決算審査充実の優位性について

予算決算審査において、予算書・決算書はページ数が多く、タブレットを導入している自治体でも、すぐに完全ペーパーレス化はせず、はじめはデータ資料と紙資料を併用し、期間を決め、慣れてから完全ペーパーレス化としていた。

審査の充実の観点については、データのみでの配布としても、各自、事前に予算・決算審査に臨めるように準備しているため、審査自体に大きな変化はないが、やはりタブレット操作に慣れない議員は操作に神経を集中してしまい、議案審査に支障が出ることもあると感じる。

しかし、文書クラウドシステムを導入することで、過去の予算決算資料も容易に持ち運びができ、議案審査においても、過年度の数字との比較等がしやすく、優位性があるといえる。

イ　ペーパーレスによる条例等議案審査充実の優位性について

条例等の議案や委員会資料等に関しては、完全ペーパーレス化して、紙資料での配布を行っていない自治体がほとんどであった。

また、視察を行った塩尻市議会ではデータ配布する資料をＡ４縦では文字が小さく見にくいため、Ａ４横で文字を14ポイントで作成する等、見やすさを最優先にして、全庁的に様式を変更していた。

⑵　文書管理クラウドシステムの選定について

ア　有料タイプと無償タイプの機能比較について

現在、議会事務局と議員間における情報共有のため、共有クラウドサービスZoho Connectを平成30年から利用している。

Zoho Connectでは、本会議や委員会等各種資料の共有やタイムライン機能によるチャットでの情報提供、また、カレンダー機能を活用したスケジュールの共有が可能である。これまでは無償タイプを利用していたが、令和７年度からの料金改定に伴い、ライセンス使用料が発生することとなった。多くの文書管理クラウドシステムの無償タイプについては、添付ファイルの容量制限やグループの人数制限など機能が限定的であり、あまり実用的ではない。

議会ペーパーレスシステムの選定について、全議員を対象に、議会運営に特化したシステム「サイドブックス」と「スマートディスカッション」のデモを受けたが、多くの文書管理クラウドシステムの無償タイプでは、添付ファイルの容量制限やグループの人数制限など機能が限定的であり、あまり実用的ではない。全議員と容量や人数制限等がなく、データを共有するためには有料タイプの方が実用的である。

この報告書では、デモを受けた「サイドブックス」と「スマートディスカッション」の比較を行う。

イ　オプションも含めた上での選定について

双方とも機能面においては、大きな違いはなく、資料の見開き表示やメモ機能、しおり機能等を活用できる。

特長

➢サイドブックス

令和６年度時点で地方議会・自治体への導入実績が 850団体と最もシェアが高い。また、「全国議会本棚」という機能を搭載しており、サイドブックスを導入している議会が議案書等の議会データをサイドブックスに提供することで、他市の議会データを一元化し、閲覧できるようになる。更にシステム自体が視覚的に操作しやすいレイアウトとなっており、実際に冊子を開いているようなアニメーションが施される。

➢スマートディスカッション

各議員のメールアドレスを登録することができ、データ格納時の通知メールも同時に送付できる。この機能に関しては、議会事務局において、便利な機能であるといえる。また、メモ機能において、資料の不備によ

り差し替えがあり、ページ数がずれた場合でも、自分が書き込んだメモがずれることがなく、資料を差し替えることができる。

その他、主な機能等の比較表を以下に表す。

項目	サイドブックス	スマートディスカッション
見開き表示機能	○	○
オフライン閲覧	○	○
無限階層フォルダ機能	○	○
メモ機能	○	○
しおり機能	○	○
ページ通知機能	○	○
分割表示機能	○	○
カレンダー機能	○	○
お知らせメール通知	×	○
資料差し替え時のメモ連動	×	○
画面同期機能	×	○
全文検索機能	○	○
議員向け資料提供	○	×

ウ　イニシャルコストとランニングコストについて

デモを受けた「サイドブックス」と「スマートディスカッション」について比較表を以下に示す。

※金額はいずれも税込金額

項目	サイドブックス	スマートディスカッション
初期費用（税込）	88,000円	33,000円
月額費用（税込）	・月額基本料金 （50人、１ＧＢ）　33,000円 ・ライセンス料金 （50人ごとに）　11,000円 ・追加容量料 ５ＧＢ：27,500円 10ＧＢ：49,500円	・月額基本料金 （20人、１ＧＢ）　39,600円 ・ライセンス料金 （10人ごとに）　3,300円 ・追加容量料 （１ＧＢごとに）　3,300円

各視察先市議会及び業者によると、１期４年で５ＧＢあれば十分対応できるとのことであったが、過去の資料（２期８年分程度）を保管するとなれば、10ＧＢは必要と考える。また、利用者数について、サイドブックスは最低人数が

50人から、スマートディスカッションは20人からとなっている。市議会のみに導入するならば、議員16人、議会事務局４人の20ライセンスで対応できるが、理事者側も同様のペーパーレスシステムを利用するならば、部長級等を含め、最低40ライセンスは必要ではないかと考える。

例１）５ＧＢ、利用者40人（議員16人+議会事務局４人+理事者20人）の場合

・サイドブックス（50人、６ＧＢ）

（月額基本料金）33,000円+（追加容量料）27,500円　＝　60,500円/月

726,000円/年

・スマートディスカッション（40人、５ＧＢ）

（月額基本料金）39,600円+（ライセンス料金）6,600円+（追加容量料）13,200円＝59,400円/月

712,800円/年

例２）10ＧＢ、利用者40人（議員16人+議会事務局４人+理事者20人）の場合

・サイドブックス（50人、11ＧＢ）

（月額基本料金）33,000円+（追加容量料）49,500円　＝　82,500円/月

990,000円/年

・スマートディスカッション（40人、10ＧＢ）

（月額基本料金）39,600円+（ライセンス料金）6,600円+（追加容量料）29,700円＝75,900円/月

910,800円/年

※サイドブックスに関しては、10ＧＢを24か月以上利用することで、毎年５ＧＢが無料で付与される特典（ギガプラス）がある。ただし最大50ＧＢまで

➤完全ペーパーレス化によって削減できる用紙の費用について（人件費は含めない）

⑴　全庁的な議案書等のペーパーレス化によって削減できる用紙の費用（令和６年度参考）

・Ａ３上質紙55kg　（単価　2.5円／枚）

157,100枚×2.5＝392,750円／年間

・Ａ３上質紙 110kg　（単価　4.9円／枚）

4,130枚×4.9＝20,237円／年間

・Ａ３色上質　普通色　薄口　（単価　3.1円／枚）
12,870枚×3.1＝39,897円／年間

年間削減費用（見込み）
392,750＋20,237＋39,897＝452,884円／年間

⑵　議会事務局からの委員会資料等のペーパーレス化によって削減できる印刷費用（人件費は含めない）
・年間カウント総数　100,000回　（改選時と若干差あり）

・コピーカウント料　（単価　0.86円／回）
100,000×0.86＝86,000円

・用紙費用　（単価　0.92円／枚）
※コピーカウントの１／４が両面印刷と仮定
0.92×75,000＝69,000円

年間削減費用（見込み）
86,000＋69,000＝155,000円／年間

エ　研修について
比較表を以下に表す。

項目	サイドブックス	スマートディスカッション
講習会サポート（税込）	利用者講習会　88,000円 管理者講習会　88,000円 ※現地対応又はオンライン対応可	利用者講習会及び管理者講習会　154,000円 ※現地対応

研修については、タブレットや議会ペーパーレスシステム導入後は、業者から操作方法等の講習会を受けているところが多く、その後は会派同士や操作に慣れている議員を中心に教え合っていた。

⑶　専用タブレットの必要性について
ア　個人所有のタブレット及びノートパソコン使用の問題点について
議会ペーパーレスシステムを導入する際に、個人所有のタブレット及びノートパソコンを使用する問題点として、セキュリティ面や管理面が挙げられる。セキュリティ面については、個人で使用しているタブレット及びノートパソコンに機密性の高いデータ等を格納する際、セキュリティ面が不十分であれば、情報漏えいをしてしまう恐れがある。貸与の場合は、端末保管の責務は議員にあるが、故障や破損、紛失などの対応

や対策を事前に決める必要がある。また、管理面においては、貸与したハードウェアの不具合であれば、業者のサポート等によって対応ができるが、個人のハードウェアに起因するトラブルについては、対応することが難しい。

また、Officeについて、使用するＯＳがWindowsかiOSかによって、ファイル形式や操作性が異なるため、端末が統一されていない場合は文書に不具合の生じる場合があるとの指摘がある。

イ　セルラーモデルの必要性について

視察先の自治体では、すべてがセルラーモデルのタブレット等を使用していた。Ｗｉ－Ｆｉ環境がなくても、タブレットを使用できるが通信料がかかる。議会報告会や行政視察先などでも活用できることからセルラーモデルの必要性は高いといえる。

また、データ量に関しては、新型コロナウイルス感染症のような感染症等がまん延した際や災害時等などで議員が集まることができないことを想定し、リモートでタブレットを活用できることを考えると、７ＧＢ／月程度が望ましい。

ウ　機種等規格について

機種については、視察先の自治体ではiPad　proの 12.9インチを使用している自治体が多かった。iPadである理由は、直感的で操作性や視認性がよく、画面のサイズは、Ａ４サイズ程度が表示できる12.9インチを選択していた。従来から導入していた自治体は、その時点においては高価なiPad　proしか 12.9インチを展開していなかったが、2024年５月、iPad proより安価なiPad Airの13インチの画面サイズが提供されたため、iPad Air13インチで対応可能と考える。

エ　購入費用負担について

タブレットを導入する主な目的が、ペーパーレス化を推進し、議員活動をより活発化できるようにするものであるため、公務で使用することを大前提としている。

議会ＤＸ推進にあたり、各議員でスキルが異なることからも、全議員で同一機種を公費で購入することが望ましい。

例）iPad Air 13インチ　128ＧＢ　データ定額７ＧＢ（リース）
　　20台（議員16台、議会事務局３台、予備１台）

・初期費用（システム構築費）	200,000円（税別）
・端末料月額	3,500円（税別）
・プラン利用料月額	2,503円（税別）

初年度

220,000＋｛（3,500+2,503）×20｝×12×1.1＝1,804,792円（税込）/年額

次年度以降

｛（3,500+2503）×20｝×12×1.1＝1,584,792円（税込）/年額

⑷　デジタル技術による広報広聴について

・オンライン議会報告会等の実施がより活用できる

・若年層をターゲットにしたＳＮＳを活用した広報広聴活動（Youtube等）

・議会だよりのデジタル化

⑸　その他デジタル技術による議会機能強化について

塩尻市は「誰からも喜ばれるスマート田園都市しおじり」を基本理念に掲げ、行政のデジタル化（ＤＸ）を積極的に推進している。その取組の一環として、情報の透明化向上と市民参加の促進を目的とし、「デジタル予算書・決算書」を運用していた。デジタル予算書とは、予算・決算の状況を検索機能やグラフ表示で分かりやすくインターネット上に公開したものである。この取組により、市民や議員は場所や時間を問わず、必要な情報を迅速に取得できるようになった。

また、塩尻市議会では「デジタル予算書・決算書」を予算・決算審査にも活用できないか検討しており、活用できる段階までシステム等が改良されれば、活用していくとのことであった。

５　他市の状況

他市のタブレット及び議会ペーパーレスシステムの導入状況を添付する。（別紙参照）

６　まとめ

本市議会におけるタブレット端末導入に向けた視察及び調査を通じて、以下のような効果と課題が明らかとなった。

⑴　導入の効果について

タブレット端末の活用により、紙媒体の資料を持ち運ぶ負担が大幅に軽減され、議員活動の効率化が図られていた。特に、議会報告会など市民との意見交換の場においても、即時に資料を提示・参照できることで、説明力の向上と住民参加の促進に寄与している。結果として、議員活動の幅が広がったことが確認できた。

また、操作に慣れた後は、情報への即時アクセスや検索機能を活用することで、資料の確認や過去データの参照も迅速となり、日常的な業務効率が大きく向上しているとの声が多くの議会で聞かれた。

⑵　導入における課題について

一方で、予算・決算審査のように複雑かつ多量の資料を扱う場面では、導入当初はタブレット操作に戸惑う場面も見受けられた。どの議会においても、導入初期は操作への慣れが必要であるが、一定期間の使用を経て、「非常に便利である」との評価が大勢を占めていたことを確認した。

⑶　経費面の検討

完全ペーパーレス化を進めることで、印刷代や事務作業の削減効果が見込まれる一方で、タブレット端末の導入・更新及びペーパーレスシステムの導入・運用には一定の費用が必要である。そのため、議会費における見直しが必要となり、他の経費を精査しながら、導入経費を捻出する方針が求められる。

⑷　議会事務局への負担と対応

タブレット端末やシステムの操作に不慣れな議員へのサポート対応が必要となるため、議会事務局には一定の負担が生じている。運用に際しては、議員同士による支援体制の構築など、議会内部での協力によって事務局の負担軽減を図っていく必要がある。

⑸　全庁的なＤＸ推進の必要性

タブレット導入など議会におけるデジタル化は、行政全体のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の一環として位置付けるべきである。議会単独のＤＸ推進では限界があり、真の効果を上げるためには、理事者側と連携を図りながら、全庁的に取り組んでいくことが必要不可欠である。

デジタル予算書・決算書の導入については、他自治体でも導入実績がほとんどないことと理事者側との連携が必須になることから、ペーパーレス化などの取組と区別して検討することが必要と考える。

⑹　今後想定される議会ＤＸシステムの在り方

①　ペーパーレス化を目的とした議会ペーパーレスシステムの導入

タブレット端末の配備は行わず、自身のパソコン等を活用して、議案資料や委員会資料等の閲覧・作業が可能なシステムを先行導入する。

②　タブレット端末と議会ペーパーレスシステムの両方を導入

最終段階としては、議会全体の費用面の検討や理事者との十分な協議を行った上で、タブレット端末と議会ペーパーレスシステムの両方を導入することを目指す。

③　デジタル予算書・決算書システム導入

なお、ペーパーレス化のシステムについて、サイドブックスとスマートディスカッションを検討したが、いずれも一長一短があることと、費用面でも大きな差がないことから、本委員会としては、いずれか一方のシステムによるＤＸ推進との結果に至っていない。

⑺　議会としては、ＤＸの導入は積極的に推進すべきものと考えるが、理事者との十分な連携も必要であり、本小委員会としては導入を見送る。